

2 自然や文化にふれあえるまち

森林や水辺、農地などが一帯となった自然環境は、潤いと安らぎを感じられる景観であり、水源かん養、生物の生息地、自然災害の防止等、多くの公益的な機能を有するものです。

地球上には多種多様な生物が暮らし、それぞれの地域に固有の自然環境があり特有の生物が生息しています。私たちは、それらの生物から食糧のみならず医薬品の原料や科学利用など、様々な恩恵を得ています。

しかし、森林の減少や生態系の破壊などから、今まで身近にあった動植物が減少し、絶滅のおそれのあるものも少なくありません。そのため、生物の多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することが求められています。

また、自然環境とともに、私たちの地域には独自の歴史や文化が育まれてきました。本市には、国指定の史跡の「桜町陣屋跡」や「高田山専修寺境内」を含む212件の国・県・市指定文化財と、15件の国・市登録文化財があります。

これらの自然環境や歴史的・文化的遺産は、次の世代へ引き継ぐべき財産であり、人々が将来にわたって豊かな生活を送るためにも必要です。身近に残された自然環境を保全し、先人から受け継いだ歴史的・文化的遺産を継承し、「自然や文化にふれあえるまち」の実現を目指します。

2 自然や文化にふれあえるまち

基本施策2-1 自然環境の保全

【現状】

本市の土地利用は、田畑や住宅地が大部分を占め、森林面積の割合は約9%と少ないものとなっています。また、化石燃料や化学肥料の普及に伴い、里山の木や落葉などが利用されず藪になり、動植物の減少やごみの不法投棄を招くなどの問題が起きています。

しかし、残された森では、「市民の森」として保全・活用されたり、また、「とちぎの元気な森づくり県民税事業」によって明るく安全な里山林へと再生され、地域の交流や自然に親しむ場として活用されている場所もあります。

河川や水路などの水辺は、生活に潤いを与えるとともに、特有の生物が生息し、周辺の林や農地と一帯となって身近で良好な自然環境を形成しています。また、農地においては、農作物の生産のみならず、身近な生物の生息地や地下水のかん養、雨水の調整機能など様々な公益的機能を発揮し、自然環境の面からも重要な役割を果たしています。

【課題】

残された森林を保全するとともに、荒れてしまった里山の再生や保全管理などの地域の取り組みを促進、支援し、森林の持つ公益的機能の発揮を図ることが重要です。また、里山の木や落葉などが資源として利用される仕組みづくりについても研究する必要があります。

水辺や農地については、自然環境の保全においても大きな役割を果たしていることの啓発を図ることも重要です。

そして、自然環境の保全のための重要な地域について、地域と協力しながら生態系の保全を図っていくことが今後の課題となっています。

施策 2-1-1 森林の保全

環 境 指 標

指標	基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
森林面積※ ¹	1,488ha	1,481ha	農政課、 環境課、 都市計画課等
整備された森林面積※ ²	96ha	100ha	環境課、 農政課

※¹ 真岡市統計書地目別土地面積の山林面積（平成 27 年 1 月 1 日現在）

※² 市民の森及び「とちぎの元気な森づくり県民税事業」※³により整備された森林

施 策 の 展 開

- ・市内に残された森林の保全に努め、根本山市民の森、磯山市民の森、大久保川周辺等の里山林の保全と活用を図ります。
- ・「とちぎの元気な森づくり県民税事業」により整備された里山林の継続的な保全管理の促進を図ります。
- ・「真岡市平地林保全計画」、「真岡市森林整備計画」に基づき保全と活用を図ります。
- ・森林が持つ公益的機能や多様な生物の生息地としての環境機能が発揮されるように、里山林の手入れ等の適正な管理を促進するための情報収集に努めます。

※³ とちぎの元気な森づくり県民税事業

様々な公益的機能を持つ森林を県民全体の理解と協力のもとに守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、栃木県では平成 20 年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入し、それを原資として、市町村が地域の実情に応じて実施する里山林の整備や管理を支援しています。

施策 2-1-2 水辺環境の保全

施 策 の 展 開

- ・河川や谷地・谷戸等の水辺の自然環境の保全に努めます。
- ・自然教育センター周辺の鬼怒自然公園や鬼怒水辺観察緑地などの水辺環境の保全と活用を図ります。
- ・河川や水路の整備の際は、清流の復活や生物の生息場所としての環境保全を図るため、自然環境や生物の生息環境に配慮した整備に努めます。

施策 2-1-3 生態系の保全

施 策 の 展 開

- ・市内の動植物の生息・生育状況を調査し、把握します。
- ・生物多様性の保全のため、動植物実態調査により抽出された重要な自然環境について周知を図ります。
- ・希少な動植物とその生息環境について、地域や栃木県と連携して保全を図ります。
- ・自然の中への外来の動物やペットの放逐、園芸植物の植栽、野生動物への餌付けなどによる生態系の攪乱をしないよう広報等により注意を促します。
- ・在来種であっても、遠隔地に生息し遺伝子の異なる生物をむやみに移入し、地域固有の種の遺伝子の攪乱を招かないよう広報等により注意を促します。

施策 2-1-4 農地の保全

環 境 指 標

指標	基準（平成 26 年度）	目標（平成 32 年度）	所管課
荒廃農地の面積	26.5ha	14.0ha	農業委員会

施 策 の 展 開

- ・農地転用許可制度の適正な運用により、優良農地の保全に努めます。
- ・農業の担い手の確保や農地の担い手への利用集積を促進し、荒廃農地の拡大防止と解消に努めます。
- ・減農薬、化学肥料の適正利用等、環境に配慮した農業への取り組みを推進します。
- ・家畜ふん尿処理施設の整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理を指導します。
- ・農地が持っている、国土の保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能の維持・向上を図ります。

2 自然や文化にふれあえるまち

基本施策2-2 まちなかの緑の確保と景観形成

【現状】

都市公園や公園緑地については、市民の安らぎやレクリエーションの場、防災拠点、潤いを感じられる景観形成などの役割のほか、動植物が利用する場などの様々な役割を担っています。

都市公園の平成26年度の整備状況は、鬼怒緑地や井頭公園を含め81箇所256.18haが整備され、市民一人当たりの都市公園面積は、31.6㎡となっています。

景観については、沿道や住宅周辺の緑化促進、屋外広告物の規制、電線類の地中化促進などにより、街並みと調和のある景観の形成に努めています。

【課題】

都市公園や公園緑地の整備・充実とともに、住宅周辺、街路、公共施設の緑化など、身近な生活空間の緑を保全していくことが課題となっています。

施策 2-2-1 公園緑地の整備・保全

環 境 指 標

指標	基準（平成 26 年度）	目標（平成 32 年度）	所管課
都市公園の整備箇所数 と整備面積	81 箇所・256.18ha	90 箇所・264.59ha	都市計画課
市民一人当たりの都市 公園の面積	31.6 m ²	33.0 m ²	

施 策 の 展 開

- ・土地区画整理事業により、各地に適切な規模で公園の整備を図ります。
- ・都市公園、その他の公園を適切に維持管理し、整備・充実を図ります。
- ・鬼怒川や五行川沿いの緑地は、市民に親しまれる水辺空間としての充実を図り、河川改修にあたっては緑化や親水化を促進します。
- ・鬼怒緑地については、スポーツ交流やレジャー、自然観察の場としての充実を図ります。

施策 2-2-2 緑化の推進

施 策 の 展 開

- ・ 公共施設や学校等について、敷地内緑化を図ります。
- ・ 生垣づくりの補助制度を推進し、住宅周辺の緑化を促進します。
- ・ 工場や事業所等においては、施設周辺の緑化を促進します。
- ・ 道路空間については、主要道路を中心に植栽されている街路樹などによる緑の確保を図ります。

施策 2-2-3 景観の形成と保全

施 策 の 展 開

- ・ 市街地においては、沿道や住宅周辺の緑化促進、屋外広告物の規制、電線類の地中化促進などにより、街並みと調和のとれた景観の形成を図ります。
- ・ 優良な農地、平地林、河川などについては、本市の風土を形成する田園景観としてその保全に努めます。

2 自然や文化にふれあえるまち

基本施策2-3 歴史的・文化的遺産の保存

【現状】

地域の歴史・文化は、その地域の自然との共存の姿を反映しています。特に、社寺や古墳等の歴史的建造物のあった場所や材質、建て方などは、当時の環境を知る手がかりとなります。

本市の文化財は、国指定が 4 件、県指定が 65 件、市指定が 143 件あります。また、登録文化財は国登録が 2 件、市登録が 13 件あります。

これらの貴重な文化財を次の世代に引き継いでいくため、所有者への管理指導や市民への文化財に対する知識の普及啓発、埋蔵文化財の包蔵地調査等を行い、文化財の保護と継承を図っています。

真岡市における指定文化財の種別件数

(平成 27 年 3 月末現在)

種 別		国指定文化財	県指定文化財	市指定文化財	計
有形文化財	絵画		2	17	19
	彫刻	1	22	15	38
	工芸品		9	6	15
	書跡		6	3	9
	典籍			1	1
	考古資料		2	8	10
	歴史資料			11	11
	建造物	1	6	29	36
	計	2	47	90	139
無形文化財	工芸技術			1	1
	計			1	1
民俗文化財	有形民俗			8	8
	無形民俗		1	8	9
	計		1	16	17
記念物	史跡	2	6	17	25
	天然記念物		11	19	30
	計	2	17	36	55
合 計		4	65	143	212

真岡市における登録文化財の種別件数

(平成 27 年 3 月末現在)

種 別		国登録文化財	県登録文化財	市登録文化財	計
有形文化財	建築物	2		11	13
	土木建築物			1	1
	その他構造			1	1

	物				
合計		2		13	15

【課題】

貴重な文化財をより良い状態で次世代へ引き継いでいくための適切な管理と活用が課題となっています。

施策 2-3-1 文化財の保護

環 境 指 標

指標		基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
文化財の指定 件数	指定文化財	212 件	222 件	文化課
	登録文化財	15 件	18 件	

施策の展開

- ・文化財の調査と保護、保存に関する啓発や支援に取り組みます。
- ・無形民俗文化財の映像記録の保存及び後継者の育成に取り組みます。
- ・重要な遺跡の保護に関する調査、啓発及び指導を行います。

施策 2-3-2 歴史・文化の継承と活用

施策の展開

- ・文化財の収蔵及び展示に取り組みます。
- ・重要な遺跡の保存と公開に取り組みます。
- ・歴史・文化に関するボランティア解説員の育成を図ります。
- ・歴史・文化に関する情報の提供に取り組みます。
- ・伝統行事や文化的催事の継承に取り組みます。
- ・古木・名木の指定による保全奨励を図ります。

環境配慮指針（自然や文化にふれあえるまち）

市民に期待される環境配慮指針

	環境配慮指針
自然環境を保全 し、歴史・文化を 育むために	生物多様性を理解し、地域の自然や生態系の保全に努めます。
	野生鳥獣を許可なく捕獲したり飼育したりしません。
	水辺環境の保全に努めます。

	外来生物による生態系の攪乱防止のため、外来種を自然の中に逃がしたり移動したりしません。
	所有する森林や農地の適正な維持管理に努めます。
	農地の持つ公益的機能や生物の生息環境としての自然環境の保全に心がけます。
	減農薬や化学肥料の適正な使用を心がけます。
	グリーンカーテンの設置、生垣づくり補助制度の利用など、自宅周辺の緑化に努めます。
	花や緑が美しい街並み景観の保全や創出に協力します。
	地域の歴史や文化遺産を学び、保存・継承に努めます。
	古木・名木の適正な維持管理に努めます。

事業活動における主な環境配慮指針

環境配慮指針	
自然環境を保全し、歴史・文化を育むために	生物多様性を理解し、地域の自然や生態系の保全に努めます。
	水辺環境の保全に努めます。
	農地の持つ公益的機能や生物の生息環境としての自然環境の保全に努めます。
	減農薬に取り組み、化学肥料の適正な使用に努めます。
	事業所の敷地の緑化に努めます。
	樹木を植栽する際には、郷土種などの地域の環境に合った樹種の選定に努めます。
	花や緑が美しい街並み景観の保全や創出に協力します。
	屋外広告物が景観を著しく阻害することのないように配慮します。
	地域の歴史や文化遺産を学び、保存・継承に努めます。